

○課程博士論文刊行に関わる選考及び出版助成に関する内規

平成20年4月23日

改正 平成22年7月14日

平成25年5月22日

令和2年1月9日

令和3年9月22日

第1条 この内規は、本大学院で課程博士の学位を得た論文のうち、大学院委員会が刊行するに相当と認めたものについて、大学がその費用の一部を助成するためのものである。

第2条 論文刊行の助成を希望する課程博士学位取得者は、本内規第4条の条件のもとで、4月の所定の期日までに大学院に論文刊行助成申請を行い、これに基づいて各研究科委員会は、4月末日までに候補論文を決定し、優先順位を付して幹事会に提出するものとする。

第3条 幹事会は、前条によって提出された候補論文につき、当該年度に刊行すべき論文を6月末日までに決定し、大学院委員会の承認を得るものとする。

2 この内規による助成は毎年度5件程度とする。

第4条 刊行論文の決定は、次の4点を満たしていることを条件とする。

- (1) 学位論文審査の主査及び副査が推薦するもの
- (2) 未刊行で本人の所属する機関等から刊行予定のないもの
- (3) 他の出版助成を受ける予定のないもの
- (4) 課程博士学位取得後の翌年度から3年以内であること

第5条 この内規の運用に関して必要な事項は、別に定める施行規則による。

第6条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。なお、平成10年12月16日制定の課程博士論文刊行及び選考に関する内規は、平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、課程博士学位取得年度にかかわらず、適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。